

令和元年8月1日

保険医療機関
保険薬局
柔道整復師、鍼・灸・マッサージ師
訪問看護ステーション 各位

神奈川県国民健康保険団体連合会

令和元年10月診療分から、

茅ヶ崎市の小児医療費助成制度の対象が拡大されます。

- ・通院助成の対象が、小学6年生までから、**中学3年生まで**となります。
- ・従来、小学4年生から小学6年生まで、通院1回につき負担上限額500円の負担金が発生していましたが、新たに中学1年生から中学3年生まで、対象を拡大いたします。
- ・通院1回につき負担上限額500円の負担金が発生します。(入院の場合は負担金徴収対象外)
- ・500円の負担金徴収対象は、医科、歯科、柔道整復、鍼・灸・マッサージ、訪問看護です。
- ・調剤(院外薬局)は、負担金徴収対象外のため自己負担分(3割)が助成されます。

※制度の対象拡大に関する詳しい内容については、

茅ヶ崎市 の通知・ホームページをご覧ください。

担当：審査管理部審査管理課
TEL：045-329-3467

改正後の公費負担者番号

(一部負担なしの公費負担者番号と一部負担ありの公費負担者番号となります)

対象	公費負担者番号
0歳から小学3年生まで	81140089
小学4年生から <u>中学3年生まで</u>	81149080